



支援制度

手厚い支援制度で企業の進出・事業拡大をサポートします



補助金制度

青森県産業立地促進費補助金

対 象 地 域	県内全域					
対 象 者	【1】県の誘致企業 【2】県内企業（新設の場合で金矢工業団地又は青森中核工業団地に土地を取得して立地するものに限る） 【3】上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業（新設の場合に限る）					
対 象 業 種	A 製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種） B 医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種 C コンタクトセンター関連業種（新設の場合に限る） D 物流関連業種 E デジタルものづくり関連業種※1及び脱炭素関連業種※2 （新設の場合に限る）					
補 助 対 象	【1】土地の取得経費（金矢工業団地に限る） 【2】建物・機械設備の取得（新設の場合はリースを含む）経費					
補助要件/ 補助率/ 補助限度額	【1】新設（土地の取得又はリースが必要） 下表は標準的な補助要件等であり、投資場所（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地）、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。					
	① 通常枠	対 象 業 種 A・B・C	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額 ※4
			設備投資額	雇用増		
			1億円以上	5人以上	5%	3億円
			3億円以上	8人以上	5～10%	3億円
	② 特別枠 ※3	対 象 業 種 A・B	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額 ※4
			設備投資額	雇用増		
			1億円以上	5人以上	15%	3億円
			3億円以上	8人以上	20%	10億円
	③ 物流枠	対 象 業 種 D	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額 ※4
			設備投資額	雇用増		
			1億円以上	5人以上	5%	3億円
	④ GX 枠	対 象 業 種 E	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額 ※4
			設備投資額	雇用増		
			1億円以上	5人以上	10%	3億円
【2】増設（1企業1回限り）						
① 通常枠	対 象 業 種 A・B	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額	
		設備投資額	雇用増			
		2億円以上	3人以上	5%	5千万円	
4億円以上	8人以上	10%	1億円			
② 特別枠 ※3	対 象 業 種 A・B	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額	
		設備投資額	雇用増			
		1億円以上	5人以上	15%	5千万円	
③ 物流枠	対 象 業 種 D	補 助 要 件		補 助 率	補 助 限 度 額	
		設備投資額	雇用増			
		5千万円以上	3人以上	15%	5千万円	

※1. ものづくり産業の製品・製造工程のデジタル化を支える研究開発や他業種との連携等を行う業種
※2. 国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に掲げる成長が期待される分野のうち、センサー、半導体、省エネ及び資源循環産業等の脱炭素化の実現につながる技術・製品の研究開発や製造等を行う業種
※3. サプライチェーン再構築・分散やBCP対策のため拠点整備を行う事業
※4. 1億円を超える場合は単年度の交付額は1億円を限度とし、複数年にわたって分割交付

青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

雇用経費助成	対 象 企 業	県の誘致企業
	対 象 対 象	本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費
	要 件	次のすべての要件を満たすもの 【1】2人以上雇用すること 【2】雇用期間が1年以上であること
	補 助 額 等	新規雇用者1人につき50万円（1社あたり限度額1,500万円）
転居経費助成	対 象 対 象	本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居（1年以上居住するものに限る）に係る経費のうち企業が負担する経費
	要 件	次のいずれかの要件を満たすもの 【1】雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること 【2】企業負担に係る転居世帯数が2以上であること
	補 助 額 等	補助対象経費の2分の1（1社あたり限度額1,500万円、1世帯あたり上限50万円）

青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

対 象 地 域	むつ小川原開発地区等（六ヶ所村及び三沢市）
対 象 企 業	むつ小川原開発地区等内に立地する企業
要 件	次の要件を満たすもの 【1】用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの 【2】操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの 【3】用地取得面積が1,200㎡以上
補 助 対 象	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
補 助 額	用地1平方メートル当たり2,500円

青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

対 象 企 業	【1】県の誘致企業であること 【2】コンタクトセンター関連企業または情報システム・クリエイティブ関連企業であること 【3】補助金交付申請時点において、当該事業所で業務に従事する者であって、県内に住所を有する者が次の人数以上の企業であること ①新規／コンタクトセンター関連企業5人以上、情報システム・クリエイティブ関連企業3人以上 ②増設／コンタクトセンター関連企業 雇用増50人以上
交 付 内 容 等	新 設 ※補助期間36カ月 【1】貸しオフィス等の賃借に要する経費 ①コンタクトセンター関連企業 2分の1（限度額：年額1,400万円） ②情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1（限度額：年額480万円） 【2】従業員等の雇用に要する経費 情報システム・クリエイティブ関連企業のみ（限度額：年額340万円／36カ月 総額1,000万円） ①青森県誘致認定後に新たに雇用した従業員等であって、雇用期間の定めがなく、常勤（フルタイム）の者20万円／人・年（補助対象期間内で、同一の従業員等1人について最大60万円） ②青森県誘致認定後に新たに雇用した従業員等であって、前号以外の者10万円／人・年（補助対象期間内で、同一の従業員等1人について最大30万円） なお、補助対象となる従業員等は、補助期間における各年度の末日（補助期間の最終年度については補助期間の末日）において、3カ月以上継続して県内に在住し、かつ雇用されている者とする。 増 設 ※補助期間24カ月 【1】貸しオフィス等の賃借に要する経費 コンタクトセンター関連企業のみ 2分の1（限度額：年額1,400万円）